

1 処分を受けた税理士

氏 名： 青木 武

登録番号： 第131580号

2 処分の内容

平成31年 1 月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、妻である被相続人に係る自己の相続税の申告に当たり、被相続人の所得税青色申告決算書の貸借対照表や取得した被相続人の預貯金に係る残高証明書から、被相続人には基礎控除を超える多額の相続財産があることを把握し、当該預貯金について被相続人の財産であることを認識していながら、その預貯金に係る具体的な金額を共同相続人に知らせることなく隠匿し、法定申告期限までに申告をしなかった。

(2) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、相続税の申告義務があることを認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに申告をしなかった。